

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

殿

防火 管理者

防災

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物 又は _____ の用途 <sup>※1</sup> 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)		令別表第1 <sup>※1</sup>	( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)			
受 付 欄 <sup>※2</sup>	経 過 欄 <sup>※2</sup>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。  
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
 4 ※2欄は、記入しないこと。

# 消 防 計 画

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目的及びその適用範囲等

(目的)

#### 第 1 条

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき当施設における防火管理業務について必要な事項を定め火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

#### 第 2 条

この計画は当施設に勤務又は利用する者及び出入する全ての者に適用する。

### 第 2 節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

#### 第 3 条

- (1) 管理権原者は、当施設の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

#### 第 4 条

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報、避難誘導及び各種訓練実施に関すること。
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設の自主検査の実施及び指導監督に関すること。
- (4) 消防用設備等の自主点検の実施及び監督に関すること。
- (5) 消防関係法令に係る法定点検の立会い
- (6) 収容人員の適正管理に関すること。
- (7) 非常口のマスターキーの管理に関すること。
- (8) 消防用設備等の設置位置及び避難経路を明示した「避難経路図」の作成掲示に関すること。
- (9) 自衛消防隊組織編成表の作成掲示に関すること。

- (10) 防火及び火元責任者に対する指導監督に関すること。
- (11) 消防機関等への報告、連絡に関すること。
  - ア 消防計画の提出（改正、変更等の都度）
  - イ 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査並びに従業員に対する教育、訓練時の指導員（消防職員）の要請
  - ウ その他法令に基づく報告、届出
- (12) 火気使用場所等の指定又は制限に関すること。  
（喫煙場所の指定並びに火気使用設備器具の使用場所、禁止の指定）
- (13) 従業員、利用者等に対する防火管理上必要な助言及び報告。
- (14) その他火気使用又は取扱に関する指導監督。
- (15) 改装工事など工事中の防火・安全対策の樹立
- (16) 放火防止対策の推進
- (17) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (18) 管理権原者への防火管理上必要な報告及び提案
- (19) その他防火管理上必要と認める事項

## 第 2 章 予防管理対策

### 第 1 節 予防管理組織等

(予防管理組織)

#### 第 5 条

予防管理組織は、火災予防のため組織と自主点検、検査を実施するとともに平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、その組織及び業務を別表（1）のとおりとする。

(1) 取扱責任者

- ア 担当区域の係員に対する防火管理の指導を行うとともに防火管理者の補佐をする。
- イ 取扱責任者は、防火管理者の指示を受け、その業務を遂行し、火災予防に努める。

(自主点検、検査)

#### 第 5 条の 2

建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物設備、消防用設備等の自主点検を別記 1 に定める点検、検査表に基づき実施する。

#### 第 5 条の 3

平素における外観的、機能的点検、検査は随時担当者が行う。

(法定点検)

#### 第 6 条

防火管理者は、消防用設備等の点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、別記 2 のとおり定期に所轄の消防署長に報告する。

(点検、検査結果の記録、報告等)

#### 第 6 条の 2

検査員は点検、検査の結果を防火管理者に、防火管理者は管理権原者に報告するとともに別記 3 「点検検査・訓練実施記録表」に記録し保存する。

#### 第 6 条の 3

防火管理者は点検、検査の結果に基づき不備、欠陥事項がある場合は、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。

### 第 2 節 火災予防措置

(火災予防、避難管理上の遵守事項)

#### 第 7 条

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、全ての者は次の事項を遵守しなければならないとともに、その行為を行う者は防火管理者に事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は使用前後に点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (4) 終業時には、必ずガスの元栓、コンセント等の確認をすること。
- (5) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

- (6) 廊下、階段、通路、避難に必要な出入口等に避難時、障害となる物品を放置しないこと。
- (7) 防火戸等の付近には、閉鎖障害となる物品を放置しないこと。
- (8) 各担当者は、担当区域の非常口等のマスターキーの管理及び確認をすること。
- (9) 当施設の改築、改修等の工事を行う者に対しても、事前に防火管理者に工事内容及び計画を提出させ、火災予防上必要な措置を講じさせ、これを遵守すること。
- (10) その他火災予防上必要な措置を講ずるとともに、火災予防の徹底を図ること。

## 第 3 章 自衛消防活動

### 第 1 節 自衛消防隊等

(自衛消防組織と任務)

#### 第 8 条

当施設の自衛消防組織（以下「自衛消防組織」という。）は、その編成及び任務は別表（２）のとおりとする。（宿泊施設、有床の病院、老人ホーム等は夜間、休日の編成及び任務を定める。）

#### 第 9 条

自衛消防隊長は自衛消防活動の一切の権限を有し、各担当者に対し指揮命令するとともに、その組織の機能が有効に発揮できるように努めなければならない。

#### 第 10 条

各担当者は、担当区域の初動時における指揮統制を図るとともに、災害時の状況を自衛消防隊長に報告する。

#### 第 11 条

自衛消防組織による訓練は年 回以上実施するものとする。

### 第 2 節 休日、夜間における自衛消防活動

(休日、夜間の体制)

#### 第 12 条

休日、夜間の防火管理体制・自衛消防組織については別に定める。

#### 第 12 条の 2

休日、夜間における災害等の活動は人命安全を最優先とした活動を行うとともに勤務者全員で初動体制をなし、責任者は関係機関及び関係者に速やかに連絡する。

### 第 3 節 訓練・教育

#### 第 12 条の 3

防火管理者は、従業員に対し消防計画を周知徹底するほか、防火管理上必要な教育を実施するとともに、自衛消防組織に係る各自の任務分担について周知させる。

## 第 4 章 震 災 対 策

(消防法施行規則第 3 条第 4 項関係)

### 第 1 節 震災予防措置

(震災予防措置)

#### 第 1 3 条

地震災害の予防措置は地震時の被害を未然に防止するため第 2 章第 1 節第 5 条に定める点検、検査のほか、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付属する施設並びに外壁等の倒壊、転落落下等の防止措置。
- (2) 危険物施設、危険物品の転倒、落下及び漏洩、流出等による発火防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置の作動状況の検査。

(地震予知対応策)

#### 第 1 4 条

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときの、情報収集、伝達は次により行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の情報の収集、受信の責任者を防火管理者と定め、その代理者を別に定める。
- (2) 防火管理者は、市町村等の広報、テレビ、ラジオの報道等により、警戒宣言の内容及び地震情報を知った時は、ただちに管理権原者に報告するとともに、当施設内の従業員にその事実を知らせる。
- (3) 防火管理者は当施設を利用する全ての者に対し、従業員が自衛消防組織の配置についての時点で、警戒宣言の内容及び情報を冷静に伝達するとともに、避難を呼びかける。

### 第 2 節 警戒宣言時の活動等

(警戒宣言時の活動)

#### 第 1 5 条

前条の警戒宣言が発令された時は、自衛消防組織の任務等のほか、自衛消防隊長の指揮下において次の活動及び応急対策を行う。

- (1) 情報収集担当は、第 8 条に定める自衛消防隊長の指示を受け地震に関する情報の収集に努め、随時報告する。
- (2) 点検担当は、第 5 条に定める設備等を点検し、地震時に出火危険を伴う設備の使用の制限又は遮断等の安全な措置を講ずるとともに、初期消火の体制を構築する。
- (3) 避難誘導担当は、当施設屋内及び当施設屋外における従業員及び利用者の人数を把握し、避難に支障を生じないよう避難路、避難口等を確保するとともに、当施設外への避難の指示、誘導を適切に行う。
- (4) 救護担当は、負傷者等が発生した場合にその救護にあたるとともに、次の非常用備品を確保する。

ア、ラジオ

イ、懐中電灯等

ウ、救急医薬品

エ、飲料水・非常用食糧等

また、必要に応じ避難所等に避難した当施設利用者に対し、非常用備品（飲料水・食糧・毛布等）の供給に努める。

- (5) 各担当は、それぞれの分掌業務の措置が完了したとき又は、業務を円滑に遂行できないときは、自衛消防隊長にその状況を報告し迅速な対応を図る。
- (6) 就業中又は、営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、防火管理者はただちに管理権原者に通報するとともに当施設内のガス設備、その他発震時に出火危険を伴う設備の遮断を確認し、消防用設備、非常用電源等の確認をする。  
また、予め当施設に急行する保安要員を定めておく。

## 第15条の2

防火管理者は、第15条による対策、措置が完了したときは、速やかに管理権原者に報告するものとする。

(避難)

## 第16条

当施設の指定避難場所は事前に定めておく。

## 第16条の2

避難に際しては、避難誘導員等を適切に配置するとともに、安全確保を実施し、指定避難場所まで避難する。

## 第3節 防災教育及び訓練等

(教育、訓練)

## 第17条

防火管理者は従業員に対し、地震防災上必要な教育を行うとともに、公共機関等が実施する防災教育を受けさせる。

## 第17条の2

防火管理者は当施設内で行う部分訓練及び総合訓練並びに市町村等が実施する防災訓練に積極的に従業員を参加させる。

## 付 則

## 第1条

その他の災害対策へ準用し、その対策並びに処置を講ずるものとする。

## 第2条

この消防計画は消防署提出日から適用する。

別表（1） 第5条関係

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者		氏名	
火気取扱責任者		消防用設備等取扱責任者	
氏名		氏名	
担 当 者 の 任 務			
火気取扱責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気使用設備等の点検整備（ボイラー、厨房設備、給湯設備、暖房設備等）</li> <li>・火気使用箇所の安全管理</li> <li>・危険物の適正管理（保管場所、数量管理、容器・配管等からの漏えい腐食防止等）</li> <li>・喫煙箇所の管理</li> <li>・地震時における出火防止措置</li> <li>・その他火災予防上必要な措置</li> </ul>	
消防用設備等取扱責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器具・設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等の点検整備</li> <li>・避難施設の維持管理（避難口、避難通路、避難階段等）</li> <li>・防火上および避難上、重要な構造・設備の維持管理</li> <li>（防火区画、防火戸等の防火設備、防煙区画、排煙設備、内装、非常照明等）</li> </ul>	
従業員等の注意事項			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。</li> <li>2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。</li> <li>3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。</li> <li>6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。</li> <li>9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。</li> <li>13 その他</li> </ol> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			

## 点 検 検 査 基 準

### 1 自主検査

区 分	検 査 内 容		検 査 回 数	検 査 員
建築物等防火上の設備	一般的事項		随 時	
	全般的事項		6ヶ月1回以上	
整理整頓状況	一般的事項	屋内	毎日随時 1回以上	
		屋外		
たき火・喫煙管理状況	一般的事項	屋内	随時及び 終業時	
		屋外		
火気使用設備	設備器具		終業時1回以上	
	管理状況		毎週1回以上	
危険物施設	全般的事項		随 時	
電 気 設 備	全般的事項		毎月1回以上	
	絶縁抵抗測定		6ヶ月1回以上	

#### 1 一般的事項

設備の作動、操作時に障害を及ぼすおそれのある物品の排除と管理を常に行う事項。

#### 2 全般的事項

一般的な検査を含めて、設備の機能等全般にわたって行う検査事項。

別記 2 (第6条関係)

2 消防用設備等の点検

消防用設備等の種類		点検内容方法	点検期間	保守業者名
消火器具, 屋内(外)消火栓 その他固定消火設備 消防用水, 連結送水管 水系消火設備等		外観, 機能点検	6ヶ月	
		総合点検	1年	
自動火災報知設備, 非常 警報器具・設備, 誘導灯 誘導標識, 避難器具, その他電気系消防設備		外観, 機能点検	6ヶ月	
		総合点検	1年	
非常 電 源	専用受電設備	外観, 機能点検	6ヶ月	
	蓄電池設備	総合点検	1年	
	自家発電設備	作動・外観・機能	6ヶ月	
		総合点検	1年	

- 1, 外観点検 機器の適正配置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項の確認。
- 2, 機能点検 機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項の確認。
- 3, 作動点検 非常電源の正常な作動を確認する。
- 4, 総合点検 設備の全部又は一部を作動させ又は使用して、総合的な機能を確認する。
- 5, 点検員 消防用設備等については、特殊な技術と機器を使用するので消防設備士か消防設備点検資格者に点検させる。  
(1000 m<sup>2</sup>以上は消防法規制がある)
- 6, 報告 特定防火対象物は毎年所轄の消防署長に報告する。  
非特定防火対象物は、3年に1回所轄の消防署長に報告する。



